

総会における解散の決議から清算終了までのフロー

NPO法人

京 都 府

①社員総会において解散を決議する

②京都地方法務局において解散及び清算人の登記を行う

③解散届出書及び清算人就職届出書の提出

④京都地方裁判所の監督による清算業務を行う

※清算人(一般に理事が就任する)は、法人格を消滅させるため、以下の業務を行うこととなる。

- ①現務の終了
- ②債権の取立て・弁済を行う
- ③債権の申出の公告と催告を、官報に掲載して2カ月以内に行う。
- ④公告と催告により判明した債務の分配を完了する

⑤京都地方法務局において清算が終了した旨の登記を行う

⑥清算終了届出書の提出

(1)提出  
(届出)

届出の受理  
(解散及び清算の登記が  
されたことを確認)

(2)提出  
(届出)

届出の受理  
(法人格の消滅を確認)